

環 境

1. ごみ処理 - 249-
2. ごみの減量化・再資源化 - 256-
3. 土地改良清美事業 - 259-
4. 環境美化 - 261-
5. し尿処理 - 262-
6. 一般廃棄物処理実施計画 - 265-
7. 生活排水(し尿・浄化槽汚泥)処理実施計画 - 283-
8. 環境保全 - 286-
9. 産業廃棄物対策 - 292-

1. ごみ処理

(1) 沿革

【廃棄物対策課・クリーンセンター建設推進課】

本市のごみ処理事業は、明治33年（1900年）に汚物掃除法（法律31号）が施行されたその年に塵芥搬出車4台、作業員4人で市内を5区に分けて清掃業務を実施したのが始まりである。

大正13年当時10台の手押車に箱をのせてごみを収集して済美小学校、大森町及び旧奈良商業高等学校付近に埋立処分していた。

昭和4年、三条町に高橋焼却場（21t/日 焼却バッチ式）の完成によって焼却処理も手がける。

昭和24年には初めて1.5t小型トラック4台を購入、機動力を備え肩引車と共に収集する。

昭和30年には奈良阪焼却場建設（15t/日 焼却バッチ式）、また焼却できないごみなどは付近の民有地の田、山林を借り受けて埋立処分を行い徐々に業務の拡大を図った。

昭和30年頃には全車小型トラックに切り換えられた。

昭和40年3月には柏木町にごみを肥料化するコンポスト工場（50t/日）を建設する等、ごみ排出量の増大に対応するため施設の整備を図ったが、昭和47年3月にこの事業を廃止した。

昭和43年5月に芝辻町飛地の谷間の市有地に一般廃棄物最終処分場第1・2次（29,200m²）を、また昭和46年6月に第3次（29,834m²）を設置した。しかし急激なごみの増加で最終処分施設がすぐ満杯になり、昭和47年5月から奈良阪町地内に民有地を借用し、一般廃棄物第4次最終処分場を設置し、また昭和50年11月には第5次最終処分場を、また昭和55年11月より第6次最終処分場を、昭和57年6月より緊急時最終処分場を同地内に設置している。

昭和46年12月に1日360t（120t×3基）の焼却能力をもつ清掃工場を建設した。しかし、年々増加するごみ量とごみ質の多様化に対して、昭和55年度・56年度の継続事業として1日120t焼却炉を1基増設した。

昭和57年度から昭和60年度にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉3基を建設し、昭和60年8月に竣工した。旧炉3基は廃止し、増設1炉と合わせて4基（1日480t規模）体制とした。

併せて、環境清美工場の周辺大気を監視測定するため、昭和60年7月に固定観測局3局、昭和62年度に1局を設置した。昭和47年9月には、廃棄物の収集運搬業務の拠点となる中央清掃基地（清掃事務所）が完成した。また、昭和63年度に事務厚生棟が完成した。

昭和49年7月には粗大ごみ処理施設（100t/5h）を環境清美工場内に併設したが、老朽化のため、平成元年3月に粗大ごみ処理施設（100t/5h）を更新した。

昭和52年10月からは、分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ）を実施し、さらに平成7年10月から大型ごみの収集をステーション方式から電話申し込み方式に変更するなど廃棄物の前処理体制の整備を図っている。

また、一般廃棄物最終処分場においても、これまでのごみを捨てるという感覚から脱し処理物の大地還元プロセスとしてとらえることにより積極的に農地造成の中に取り入れ農業振興を図るという方法による環境保全埋立を昭和48年度より計画（南部土地改良清美事業）し、昭和56年度より実施している。

平成3年4月に資源対策課を設置し、総合的・体系的にごみの減量化と再資源化を図り、平成4年7月から、空き缶、ガラスびんの分別収集をモデル地区で開始、更に容器包装リサイクル法の施行を受け、平成9年12月には、ペットボトルと飲料用紙パックを分別品目に加えた。平成11年3月から分別品目に「その他プラスチック」を加え、全市9種分別収集を開始した。平成12年4月には資源対策課をリサイクル推進課に改称し、更なる収集体制の整備を図った。平成19年7月からは、分別品目「その他プラスチック」の名称を「プラスチック製容器包装」へ変更し、平成20年4月には容器包装リサイクル法施行規則の改正に伴い、ペットボトル区分に、しょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・ドレッシングタイプ調味料を追加した。

平成11年9月から平成14年3月に焼却施設のダイオキシン削減対策工事を実施した。

平成13年4月には「家電リサイクル法」が施行され、それに伴い施行当初には家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）が、平成16年4月には「冷凍庫」が、平成21年4月には「衣類乾燥機・テレビ（液晶・プラズマ）」がリサイクル対象となったため、それぞれ大型ごみの収集対象から除

外し、同法に基づくりサイクルルートに流れるよう対策を講じた。

平成15年10月から資源有効利用促進法に基づき「家庭用パソコン」がリサイクル対象となった。

平成16年10月から、地域温暖化防止対策の一環として、低公害車（圧縮天然ガス車）のごみ収集車を導入した。

平成17年4月1日に旧月ヶ瀬・都祁村と合併し、ごみ収集地域及び再生資源収集地域が拡大した。

平成18年2月から、新たに循環型社会形成の推進を図る施設を建設するため、「奈良市ごみ焼却施設移転設計画策定委員会」（平成22年4月「奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会」に名称変更）を設置し、クリーンセンター建設設計画について協議・検討を進めている。

平成21年4月に収集課作業第9・10係を廃止し、まち美化推進課に大型ごみ収集係を設置、平成21年11月から大型ごみ電話受付システムを導入した。

平成25年4月からごみの収集方法について、燃やせないごみの収集回数の増加、プラスチック製容器包装の収集日の変更及びごみ収集の民間委託地域の拡大を行い、ごみの分別方法を一部変更した。

平成27年11月より、環境清美センターへの持ち込み車両による渋滞等への対策としてごみの持ち込みの電話予約制を開始した。

(2) 対象人口及び区域（平成30年4月1日現在）

【廃棄物対策課】

処理区域	全市
面 積	276.94km ²
世 帯 数	161,392世帯
人 口	358,155人

(3) 施設及び処理能力一覧表

【環境清美工場、土地改良清美事務所】

施 設 名	竣工年月日	形 式	能 力	1日平均処理量	建 設 費(千円)
焼却処理施設	昭和57年 3月	全連続燃焼式	120t/24H	234t	総工費 1,266,600
	昭和60年 8月	//	360t/24H		総工費 5,357,400
粗大ごみ処理施設	平成元年 3月	横軸スイングハッマー	100t / 5H	67t	総工費 1,440,000
一般廃棄物最終処分場(第1工区)	埋立処分地施設	昭和56年11月	埋立面積 40,000m ²	埋立容量 305,000m ³	平成12年4月末日 埋立終了
	浸出水処理施設	昭和54年 2月	活性汚泥法	350m ³ /日	99m ³
同(第2工区)	埋立処分地施設(西谷)	平成 8年 3月	埋立面積 27,500m ²	埋立容量 390,810m ³	40m ³
	埋立処分地施設(東谷)	平成29年8月	埋立面積 30,600m ²	埋立容量 357,100m ³	0m ³
	浸出水処理施設	平成 8年 3月	接触酸化法	230m ³ /日	70m ³
緊急時一般廃棄物最終処分場	昭和63年 5月	埋立面積 27,400m ²	埋立容量 264,403m ³	4m ³	

※ 1日平均処理量は平成29年度末現在

(4) ごみ処理状況

【廃棄物対策課】

(単位:トン)

年 度	搬 入 量	内 訳				最終 処分量	1 日平均 搬 入 量
		可燃ごみ	不燃ごみ	埋立物	有害ごみ		
25年度	102,619	90,830	9,855	1,919	15	17,531	281
26年度	99,568	87,315	10,307	1,929	17	17,180	273
27年度	95,516	84,298	9,002	2,199	17	17,640	261
28年度	91,137	81,236	7,739	2,151	11	14,932	250
29年度	90,615	81,037	5,510	1,950	8	13,949	248

(5) 環境清美工場

【環境清美工場】

① 焼却処理施設

所 在 地	左京五丁目2番地				
敷 地 面 積	28,100m ² (全敷地 41,521.24m ²)				
着 工	昭和55年12月 昭和57年 9月	1基 3基	竣 工	昭和57年3月 昭和60年8月	改 造 着 工 完 成
焼 却 能 力	480t/24H(120t/24H×4基)	総 工 費	6,624,000千円	工 事 費	4,042,500千円
炉 形 式	全連続燃焼式	施工業者	日立造船(株)	施工業者	三機工業(株)
建 屋 概 要	1. 工場棟 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階 地上4階 2. 管理棟 鉄筋コンクリート造 地上2階 3. ポンプ室棟、計量器室棟			増 設	熱 分 解 棟

② 粗大ごみ破碎処理施設

所 在 地	左京五丁目2番地		
敷 地 面 積	1,900m ² (全敷地 41,521.24m ²)	建物構造	R C 造地下2階地上3階
着 工	昭和62年9月21日	竣 工	平成元年3月10日
建 築 面 積	1,337m ²	破碎能力	100t/5H
破 碎 型 式	横軸スイングハンマー	総 工 費	1,440,000千円

③ 特別高圧受変電設備

所 在 地	左京五丁目2番地
建築面積	381.582m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
竣工日	平成3年12月15日

④ 灰汚水処理装置

所 在 地	左京五丁目2番地
建築面積	88.90m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
竣工日	平成4年6月30日

(5) 工場車両台数

(平成30年4月1日現在)

車種	10tダンプ	4tダンプ	2tダンプ	小型ダンプ	4tパッカー	2tパッカー	ブルドーザー	リーチローダ	ショベルローダ	フォークリフト	事務連絡車	計
台数	4	1	1	1	6	1	1	2	2	1	2	22

(6) 環境清美センター（事務厚生棟）

【廃棄物対策課・環境清美工場】

所在地 左京五丁目2番地
竣工年月日 昭和63年7月15日
敷地面積 11,521.24m² 延床面積 6,170.37m²
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 地上3階
施設の内容 事務室（廃棄物対策課・収集課・まち美化推進課）、浴室、洗濯室、乾燥室、休憩室、食堂、会議室

(7) 収集課保有車両

【収集課】

(平成30年4月1日現在)

車種	3.5t	2.0t	0.75t	0.35t	その他	計
パッカー		※57				57
ダンプ			10	11		21
トラック				0		0
事務連絡車					2	2
計		57	10	11	2	80

※ 57台の内、CNG車38台・D車18台・LPG車1台

(8) リサイクル推進課保有車両

【リサイクル推進課】

(平成30年4月1日現在)

車種	2.0t	0.35t	0.75t	その他	計
パッカー	1				1
ダンプ		2			2
トラック	※ 19		4		23
ショベルローダ				2	2
フォークリフト				2	2
事務連絡車				2	2
計	20	2	4	6	32

※ 19台の内、LPG車17台・クリーンディーゼル車2台

(9) ごみの収集方法

【収集課】

① 直営収集（家庭系ごみ）

家庭ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、再生資源（プラスチック製容器包装・空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック）の9種類の分別収集を行っている。

燃やせるごみについては週2回、燃やせないごみは隔週、プラスチック製容器包装を除く再生資源はおおむね月1回、プラスチック製容器包装は週1回、大型ごみ及び有害ごみは、電話等申し込みによる戸別収集を行っている。

また、「大型ごみふれあい収集」として、高齢者や障がい者のみの世帯で大型ごみを戸外へ排出できない世帯について、家の中まで入って大型ごみの収集を行っている。（要立会者）

② 中高層住宅等家庭系ごみ収集

UR都市機構等の中高層住宅より排出されるごみを昭和59年度より、市内の在宅医療廃棄物収集を平成23年度より、民間事業者に収集委託している。

③ 東部地域・精華地区等家庭系ごみ収集

田原、柳生、大柳生、東里、狭川地区については、昭和54年度より民間事業者に収集委託している。また、精華地区については、平成21年度より民間事業者に収集委託している（再生資源を除く）。

④ 月ヶ瀬・都祁地域家庭系ごみ収集（再生資源を除く）

月ヶ瀬・都祁地域については、平成17年度より民間事業者に収集委託している。

⑤ 市街地家庭系ごみ収集（再生資源・大型ごみを除く）

平成25年度より、民間事業者に一部収集委託している。順次委託を拡大し、平成29年度には約67,500世帯を委託している。

(10) 奈良市清掃業務審議会

【廃棄物対策課】

市の廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、市長の附属機関として下記事項について審議する奈良市清掃業務審議会を設置している。

- 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及びその更新に関すること。
- 一般廃棄物処理施設の設置等の許可に関すること。
- 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及びその更新を受けた者に対する指導及び処分に関すること。
- 廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関すること。
- 廃棄物の処理に伴う公害対策に関すること。

(11) 奈良市清掃業務審議会専門分科会

【廃棄物対策課】

民間主導型による廃棄物の減量・再資源化の推進の調査・審議を行う分科会を奈良市資源化専門分科会とし、公害の調査・審議を行う分科会を奈良市廃棄物処理施設環境影響調査専門分科会として設置している。

(奈良市資源化専門分科会)

- 廃棄物の減量・再資源化に係る調査・研究に関すること。
- 廃棄物の減量・再資源化に係る具体的な活動に関すること。
- その他、資源化専門分科会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(奈良市廃棄物処理施設環境影響調査専門分科会)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置または変更の許可をする場合において、法施行規則第4条の3に定める生活環境の保全に関する事項についての調査に関すること。

○前号の調査の結果を市長に報告するものとする。

(12) クリーンセンター建設設計画の策定

【クリーンセンター建設推進課】

本市のごみ焼却施設については、稼働後30年以上が経過しており、新しい施設の整備が必要な時期に来ている。また、周辺住民と奈良市の間で結ばれた移転建設を趣旨とした調停により、新たな候補地を選定して建設することになった。

このため、平成18年2月に「奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会」を設置し、移転候補地の選定及び施設整備のあり方などについて検討を行っている。平成19年11月には、同委員会から15カ所の移転候補地の選定を主な内容とした「中間報告」を受け、パブリックコメントによる意見募集を行った。その後、候補地を9カ所に絞り込み、平成20年10月～12月及び平成21年4月に、9カ所内及び隣接地域において候補地を募集した。

これら意見や募集結果をふまえ、平成21年11月には総合評価点方式により4カ所の候補地が選定された。平成23年3月に先の総合評価点及び現地視察による総合的な判断の結果、2カ所の候補地を選定し、委員会の最終検討結果として報告があった。

平成25年3月には、候補地の状況、環境・景観、及び費用面等の比較・検討の結果、中ノ川町・東鳴川町地内がより候補地に適しており、最終建設候補地として選定した。

その後、施設整備の概要や付帯施設等を盛り込んだ「奈良市クリーンセンター施設整備基本構想」を取りまとめたうえ、建設候補地周辺の住民の皆様の理解を得るための説明資料として、建設候補地の土地利用、施設機能等の基本計画策定、資金面から見た事業手法の検討、付帯施設検討を行った。

その後、建設候補地周辺の住民の皆様との協議の場を設けることができなかったことから、直接住民の意見を聞くため、平成28年7月に「クリーンセンター建設に関する意見交換会」を開催し、さらに建設候補地対象地区にお住いの住民のみなさまへの戸別訪問を実施した。

また、平成28年8月に開催した「第56回奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会」で、委員の皆様から事業が進捗するためのあらゆる可能性を調査するべきとのご意見をいただき、その調査・検討を進めてきたが、建設設計画に進捗を見出すことができない中、この問題の解決を先送りすることは許されないと判断から、平成29年7月、建設候補地を見直すこととなった。

以降、市では、現環境清美工場が所在する左京地区周辺住民の皆様との意見交換を行う一方、奈良市自治連合会では、クリーンセンター建設問題を市民全体の問題として考え、課題を共有し解決を図るために、建設候補地の公募や市民集会の開催に取り組まれた。

現在、本市では県北部地域の5市町で構成する合同勉強会に参加し、ごみ処理広域化の可能性について検討を進めている。

(奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会)

- クリーンセンター建設設計画の策定に関すること。
- クリーンセンター建設設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- その他クリーンセンターの建設に必要な事項

(13) 環境清美工場周辺の大気等環境影響調査

【環境清美工場】

昭和60年7月に固定観測局を環境清美工場内に設置し、気象観測を実施、平成3年12月には同局を左京地区に設置し、気象観測、大気汚染、騒音、低周波騒音測定を実施している。また、平成5年8月に大気中オキシダント測定器を設置して、公害防止に努めている。平成14年2月には環境影響調査範囲を拡大し、佐保台地区にも固定観測局を設置し、気象観測、大気汚染測定を実施して公害監視の強化を図っている。

測定項目 観測局	風向	風速	気温	湿度	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	窒素酸化物	塩化水素	騒音	低周波	オキシダント計	
環境清美工場固定観測局	○	○	○	○	(排ガス濃度自動測定)							
左京固定観測局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
佐保台固定観測局	○	○	○	○	○	○	○	○			○	

局舎 平成3年12月28日 左京固定観測局（コンテナ）設置

平成5年8月31日 大気中オキシダント測定器設置

平成14年2月28日 佐保台固定観測局（コンテナ）設置

(14) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業**【廃棄物対策課】****① 目 的**

近年、市街地化が進むにつれて、地方公共団体個々の行政区域の中で、廃棄物処理地の確保が困難な情勢下にあって、その打開策として、海面埋立による広域処理を図ろうとするものである。

② 経 緯

○昭和56. 12. 1 広域臨海環境整備センター法施行

○昭和57. 1. 8 同法第2条第2項の規定による広域処理（厚生省告示第1号）

対象区域の指定 近畿圏 2府4県76市79町4村及び4港湾

（奈良県 9市14町2村）※昭和57年当時

9市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市
14町	香芝町、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、新庄町、當麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
2村	安堵村、明日香村

○昭和57. 3. 1 大阪湾広域臨海環境整備センター設立

現行資本金 136, 900千円

・出資 4港湾管理者178地方公共団体

（昭和56年度奈良市出資額 4, 160, 000円 : 平成18年度中に合併分200, 000円追加出資で計 4, 360, 000円）

③ 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事 年度別委託実績

年 度	建設委託料 奈良市負担額(千円)
平成 25 年度	398
26 年度	96
27 年度	1, 591
28 年度	1, 238
29 年度	1, 380

④ 処理計画

大阪湾広域臨海環境整備センターの大坂沖埋立処分場へは、陸路で埠基地まで運搬し、それより海路で大阪沖まで運ぶ。環境影響等を十分考慮して、指定された運搬経路を利用している。

平成4年6月から、し尿処理汚泥を搬入開始した。

搬入実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
搬 入 量 (t)	5, 291	4, 776	4, 211	4, 781	3, 626
処分委託料(千円)	37, 223	34, 560	38, 203	43, 373	32, 895

2. ごみの減量化・再資源化

【リサイクル推進課】

ごみの減量化と資源のリサイクル普及促進のため、次の施策を推進している。

(1) 再資源化対策

① 全市での再生資源分別収集

平成11年3月22日から、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を図っている。

回収実績 (単位: kg)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
空 き 缶	アルミ	190,085	176,920	181,969	221,324
	スチール	221,463	233,438	207,687	251,910
	計	411,548	410,358	389,656	473,234
ガラスびん	1,666,816	1,696,965	1,718,519	1,730,300	1,760,920
ペットボトル	408,015	381,895	363,575	449,150	436,570
紙パック	72,513	67,471	65,181	74,150	72,441
小計	2,558,892	2,556,689	2,536,931	2,726,834	2,718,116
プラスチック製容器包装	2,583,320	2,610,490	3,227,400	3,201,840	3,184,970
合計	5,142,212	5,167,179	5,764,331	5,928,674	5,903,086

② 公民館・人権文化センター・連絡所等での再生資源分別回収

回収実績 (単位 : kg)

種 別		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
空 き 缶	アルミ	14,256	13,704	17,793	18,483	15,626
	スチール	21,385	20,552	26,691	27,725	23,438
	計	35,641	34,256	44,484	46,208	39,064
ペットボトル		39,210	36,740	48,895	51,385	37,270
紙 パ ッ ク		6,057	6,174	5,499	9,732	7,188
合 計		80,908	77,170	98,878	107,325	83,522

③ 資源回収場（環境清美センター内）での再生資源分別回収

回収実績 (単位 : kg)

種 別		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
空 き 缶	アルミ	30,544	26,366	16,698	9,024	7,675
	スチール	45,812	39,550	25,062	13,536	11,513
	計	76,356	65,916	41,760	22,560	19,188
ガラスびん		152,054	140,125	111,151	64,938	70,694
ペットボトル		35,295	33,135	26,910	14,040	13,530
紙 パ ッ ク		7,470	6,585	4,350	1,590	1,170
合 計		271,175	245,761	184,171	103,128	104,582

回収実績 (単位 : kg)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新聞	137,200	124,200	132,010	70,950	66,430
雑誌	363,500	346,330	289,550	158,130	161,930
ダンボール	196,470	204,360	245,200	168,730	164,610
布類等	161,740	138,720	191,280	94,160	74,860
計	858,910	813,610	858,045	491,970	467,830

④ 市役所・出張所等での発泡スチロール製食品トレイ(白色トレイ)回収

回収実績 (単位:トン)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発泡スチロール製食品トレイ(白色トレイ)	0.88	1.16	0.85	0.92	0.92

(2) ごみ減量化対策

生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、ダンボールコンポスト容器購入助成

① 助成内容

家庭内で発生する生ごみを自家処理するため生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、ダンボールコンポスト容器を購入する市民に対し、購入費の一部を助成する。

助成金の額	生ごみ処理機	購入価格の1/2 (限度額20,000円) 1世帯1基
	生ごみ堆肥化容器	購入価格の1/2 (限度額 5,000円) 1世帯2基以内
	ダンボールコンポスト容器	購入価格の1/2 (限度額 2,000円) 1世帯年4回以内 (同一月に複数回の申請は不可)

② 助成実績

(単位:件)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生ごみ処理機	41	43	48	43	34
生ごみ堆肥化容器	67	45	43	26	18
ダンボールコンポスト容器	-	-	-	-	7

3. 土地改良清美事業

【土地改良清美事務所】

可燃ごみの焼却残灰や破碎処理後の鉄分を除く不燃物及び土砂、瓦れき等の埋立処分地として從来の捨てるという感覚から脱皮し、埋立処分後は農用地を造成して農業生産基盤の整備と関係地域の生活環境整備を図ることに重点を置いた最終処分事業として南部土地改良清美事業を、奈良市南東部の国道25号線天理市と市境の北側に位置し、(名阪国道)五ヶ谷インターチェンジの南側に隣接する標高280m～350mの山間部の小河川をはさむ渓谷部で進めている。

(1) 南部土地改良清美事業の概要

場 所 米谷町地内

事 業 費 ① 第1工区

昭和50年度より昭和56年度までの7カ年の継続費が設定され、諸施設が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は671,849千円である。

② 第2工区

西谷地区

平成4年度より平成7年度までの4カ年の継続費が設定され、諸設備が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は2,439,463千円である。

東谷地区

平成27年度より平成29年度までの3カ年の継続費が設定され、処分場が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は1,417,976千円である。

(2) 計画区域の現況

区域 地 目	第1工区	第2工区	計	割 合
山 林	47,710 m ²	54,910 m ²	102,620 m ²	63.3 %
畑	12,490	6,690	19,180	11.8
田	17,010	21,070	38,080	23.5
溜 池	250	—	250	0.2
墓 地	1,440	—	1,440	0.9
原 野	180	250	430	0.3
合 計	79,080	82,920	162,000	100.0

(注) 計画区域については地元と協議の段階で変更することがある。

(3) 土地利用計画

区域 地目	第1工区	第2工区	計	割合
平坦農地	52,960 m ²	41,020 m ²	93,980 m ²	58.0 %
法面農地	7,310	22,840	30,150	18.6
通路	12,410	10,940	23,350	14.4
用水路	2,400	3,120	5,520	3.4
調整池及び 浸出水処理施設	4,000	5,000	9,000	5.6
合計	79,080	82,920	162,000	100.0
容量	305,000m ³	747,900m ³	1,052,900m ³	

(注) 土地利用計画については地元と協議の段階で変更することがある。

(4) 埋立計画

環境清美工場において焼却処理された焼却灰、鉄分を除いた破碎不燃物及び土砂、瓦れき類を素材にサンドイッチ方式及びセル方式により覆土をし載荷転圧をする。

埋め立ては谷の下方から上方に向かって載荷転圧を繰り返しながら行い、進行に応じ現場内先行の排水路、進入路を確保しつつ埋め立てを行う。従って、全区域を一度に土地形質の変更はせず、工事に必要なだけ順次計画的に行う。

(5) 防災対策と環境保全対策

当該地域のより良き土地の活用、埋立実施計画及び砂防、地すべり、排水等、地域内のみならず地域外への災害防止及び環境保全対策に万全を期するため、学識経験者及び地元住民代表からなる「奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策懇話会」を設置し、それぞれ専門分野より防災対策と環境保全対策を主眼として各種観点から討議を重ねている。

4. 環 境 美 化

【まち美化推進課】

(1) 環境美化事業

清潔で快適なまちづくりを実現するため市民の理解と協力を得て、次に掲げる各種の環境美化事業を推進している。

① 美化運動の推進

より清潔で住みよいまちを築き上げるため、地域住民挙げての美化運動の推進に努めている。今後も「自分たちのまちは自分たちの手で美しくしよう」という趣旨を十分自覚認識してもらえるよう継続的にPRを行っていく。

② 道路清掃の実施

道路スイーパ（路面清掃車）2台を1週間当たり 237.0km運行し、市内主要幹線道路の清掃を行っている。

③ 町内自主清掃の励行

自治会単位で溝や道路際、あき地、広場等の自主的な清掃・草刈りを奨励し、これらのごみの収集を行っている。

平成29年度実施件数 2,275件

④ 不法投棄防止並びにその処理

ごみの不法投棄は都市美観を損ない、近隣の生活環境を著しく低下させることになる。このことから定期的なパトロールや市民の通報により現地調査を行い、その処理にあたっている。不法投棄されやすい場所については適正に管理するよう指導し、要望者に対し不法投棄警告の立て看板を配布するとともに、平成10年度から不法投棄警告センター（24カ所）を設置している。今後も自治会等の協力を得て、まちの美化保持に努めていく。

⑤ あき地の適正管理

「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、あき地の所有者又は管理者に都市美観を保持し、近隣住民の生活環境を損なわないよう適正な管理の指導を行ってきたが、平成23年度には、雑草が繁茂したあき地における適正管理の履行の強化が図れるよう「奈良市あき地の適正管理に関する条例」（平成23年10月1日施行）を新たに制定し、通報に基づき調査のうえ、その土地の所有（管理）者に対し害虫の大量発生等を未然に防止することを目的として刈り取り、除去するよう指導を行っている。

⑥ 公衆便所の維持管理

近鉄奈良駅前、新大宮駅前、高の原駅前の計3カ所の清掃を行うとともに維持管理に努めている。

⑦ 草刈機の貸し出し

町内自主清掃並びにあき地の適正管理を土地所有者が行えるよう草刈機を希望者に貸し出している。

平成29年度の貸し出し台数

保有台数5台 延べ貸し出し台数5台

(2) まち美化推進課保有車両

(平成30年4月1日現在)

車種	路面清掃車	散水車	クレーン車	ダンプ車	パッcker車	パトロール車	軽四輪トラック	事務連絡車	計
台数	2	2	3	9	※16	2	1	1	36

※16台の内、LPG車2台・CNG車5台・ディーゼル車9台

5. し尿処理

【廃棄物対策課】

(1) 沿革

本市のし尿処理事業は、農作物の下肥として市街地周辺の農家が独自で収集し農地に還元されていた。

その後、化学肥料が急速に普及し、また農家自体の労働力の不足もあって下肥としての使用が減少してきたことから昭和30年頃より数者の許可業者によるし尿収集が始まった。

昭和38年4月し尿処理施設の完成に伴い、許可業者6社と市の出資により株式会社奈良市清美公社を設立し同年11月より奈良市唯一のし尿くみ取り業者として業務を開始した。昭和43年6月同公社の合理的経営を図るため全株式を市が買い取り、昭和46年1月1日からし尿の収集運搬及び同手数料の徴収を同公社に委託し、し尿処理業務にあたっている。なお、終末処理は昭和38年4月に旧大安寺下水処理場にし尿処理施設（一次処理施設 100Kℓ / 日）が完成し、昭和47年11月には処理能力 100Kℓ / 日の二次処理設備が完成した。また、汚泥処理についても昭和50年12月と59年3月に同一敷地内において焼却炉15 t / 日を設置した。昭和52年4月の大安寺下水処理場廃止に伴い、し尿処理施設部門は清掃部（現、環境部）衛生浄化センターとなった。

平成11年9月より、施設の老朽化に伴う機能低下と浄化槽汚泥の混入比率の変化に対応するため、汚泥再生処理施設建設工事を着手し、平成15年3月に、汚泥再生処理施設（し尿・浄化槽汚泥90Kℓ / 日、生ごみ3.4 t / 日）が完成した。この施設は、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥に少量の生ごみを加えてメタン発酵により堆肥にリサイクルする資源循環型の処理能力を有している。平成16年度からは、施設で製造された汚泥発酵肥料「畑楽」を学校・公園等の公共施設と一般市民に譲渡している。

平成17年4月に旧月ヶ瀬村・旧都祁村を合併し、旧2村地域については、山辺環境衛生組合（一部事務組合）の管轄となった。

平成26年4月の下水道事業の公営企業化に伴い、従前まで衛生浄化センターで焼却していた脱水ケーキが搬入されなくなったため、平成27年3月末をもって焼却炉施設を廃止した。なお、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生するし渣については、環境清美工場で焼却している。

(2) し尿及び浄化槽汚泥くみ取り件数

旧奈良市域のし尿の収集運搬業務は株式会社奈良市清美公社に委託し、浄化槽汚泥の収集運搬業務は許可業者にて行っている。月ヶ瀬・都祁地域については、山辺環境衛生組合で、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬と処理を行っている。

（単位：件）

年度	旧奈良市域し尿		月ヶ瀬・都祁地域	
	人頭制及び 一般従量制	事業所従量制	し尿	浄化槽汚泥
平成 25 年度	21,883	2,729	1,513	1,303
26	18,718	2,596	1,355	1,403
27	17,513	2,385	1,342	1,402
28	16,272	2,462	1,316	1,411
29	15,234	2,509	1,202	1,357

(3) し尿・浄化槽汚泥処理量

(単位 : kℓ)

年度	旧奈良市域		月ヶ瀬・都祁地域	
	し尿	浄化槽清掃汚泥	し尿	浄化槽清掃汚泥
平成 25 年度	4,723	16,010	765	3,981
26	4,152	14,254	641	4,144
27	4,030	13,156	608	4,166
28	3,772	13,293	597	4,170
29	3,530	13,044	561	4,397
処理施設	奈良市衛生浄化センター		山辺衛生センター	

※ 脱水・焼却処理後発生する残渣は埋め立て処分している。

(4) し尿収集人員及び収集車両（平成30年4月1日現在）

① 人員(株)奈良市清美公社従業員)

従事業務職員 8人

② し尿収集車両

2tバキューム車 6台 8tバキューム車 1台

(5) し尿処理場（奈良市衛生浄化センター）

株式会社奈良市清美公社等により市内からバキュームカーで収集されたし尿・浄化槽汚泥は、本処理場で前処理・主処理・高度処理の工程で処理される。また、市内から収集された少量の生ごみは、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥とメタン発酵により堆肥化される。

① 汚泥再生処理施設

竣工日 平成15年3月14日

建設費 3,269,566千円

方 式 し尿・浄化槽汚泥：膜分離高負荷脱窒素処理方式・高度処理

生ごみ：メタン発酵・コンポスト

処理能力 し尿・浄化槽汚泥：90Kℓ /日 生ごみ：3.4 t /日

ア 受入・貯留・前処理設備

搬入されたし尿、浄化槽汚泥は受入槽に受け入れられた後、ドラムスクリーンにてし渣が除去され、各々貯留槽または中継槽に一次貯留される。中継槽の浄化槽汚泥は、主処理設備にて発生する余剰汚泥、凝集汚泥とともに濃縮機により濃縮汚泥とろ液に分離され、ろ液は貯留槽に、濃縮汚泥は投入調整槽に移送される。

貯留槽のし尿、浄化槽汚泥は、それぞれ主処理設備の脱窒素槽に圧送される。

搬入された生ごみは、受入装置に一次貯留された後、湿式粉碎選別装置にて有機スラリーと発酵不適物に分離され、有機スラリーは投入調整槽で濃縮汚泥と混合される。

前処理設備にて発生するし渣と発酵不適物は、焼却炉にて焼却処理される。

イ 主処理設備

脱窒素槽に投入されたし尿、浄化槽汚泥は、脱窒素槽、硝化槽、2次脱窒素槽、再ばっ気槽において微生物の硝化・脱窒反応によりし尿等に含まれるBOD、窒素分が分解除去された後、濃縮槽にて生物処理水と微生物（活性汚泥）に分離される。生物処理水は、さらに凝集剤が添加され膜分離装置で凝集処理水と凝集汚泥に分離される。活性汚泥の一部は余剰汚泥として凝

集汚泥と共に汚泥貯留槽に一次貯留後前処理設備にて処理される。

ウ 高度・消毒・放流処理設備

凝集処理水は、さらに活性炭吸着により処理され清澄な処理水となり、次亜塩素酸ナトリウムで消毒したのち菰川に放流される。

エ メタン回収設備

受入・貯留・前処理設備で調整された濃縮汚泥及び有機スラリーは、投入調整槽からメタン発酵槽に移送される。メタン発酵槽では36°C、16日間で嫌気性細菌の働きにより有機物が分解され、メタンを含むバイオガスとして回収しガスホルダーに貯留される。バイオガスは、脱硫した後、ボイラーにて温水、蒸気をつくり、メタン発酵槽の加温、汚泥乾燥の熱源として場内にて使用される。

オ 汚泥堆肥化設備

メタン発酵槽にてメタン発酵処理された汚泥は、消化汚泥貯留槽に貯留後、脱水機で水分80%まで脱水される。脱水汚泥の一部は水分調整のために乾燥した後、残りの脱水汚泥と共に一次堆肥化発酵槽に投入され約1週間で一次堆肥となり二次堆肥化発酵槽に移送する。一次堆肥は二次堆肥化設備において約45日で製品堆肥となり排出される。製品堆肥は袋詰装置にて袋詰めされ製品となる。

カ 脱臭設備

場内にて発生する臭気は、高濃度、中濃度、低濃度と分けて捕集し処理される。受入設備等から発生する高濃度臭気は、ばっ気プロワにて捕集し、活性汚泥吹き込みにより中濃度まで処理する。主処理設備等から発生する中濃度臭気は、酸洗浄、アルカリ・次亜塩素酸ナトリウム洗浄、活性炭により清浄ガスとして放出する。処理室等から発生する低濃度臭気は、活性炭により清浄ガスとして放出する。

キ 取水設備

場内にて使用する用水は深井戸から取水し、受入槽に一次貯留したのち場内各所にて使用する。

6. 一般廃棄物処理実施計画

【廃棄物対策課】

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注 1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注 2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週 2 回収集 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	おおむね月 2 回 収集 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 45ℓ のごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により 収集 ※注 3 (直営・委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託)
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの 申込により収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の 際に収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 21 条に基づく指定法人 (以下、指定法人) から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注 4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	再生利用 (有価物として売却)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注 4	おおむね月 1 回 収集 (直営・委託)	選別し、圧縮 (委託)	再生利用 (有価物として売却)
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注 4	おおむね月 1 回 収集 (直営・委託) 又は 公共施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	再生利用 (有価物として売却)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で 500ml 以上の紙製容器 ※注 4		選別し、圧縮 (委託)	
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注 4		保管 (委託)	
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用トレイ ※注 4	公共施設で拠点回収	保管 (委託)	指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	専門処理業者で再生利用 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	拠点回収及びイ ベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利 用
--------------------------	------------------	--------------	-----------------

※注1 市民自ら処理する場合、市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申し込んだ日の2か月後から再度、申し込む。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に
限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木く ず等	随時収集 (許可業者)		
燃やせないごみ 木製家具等			家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残渣	随時収集 (直営)	し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生 利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

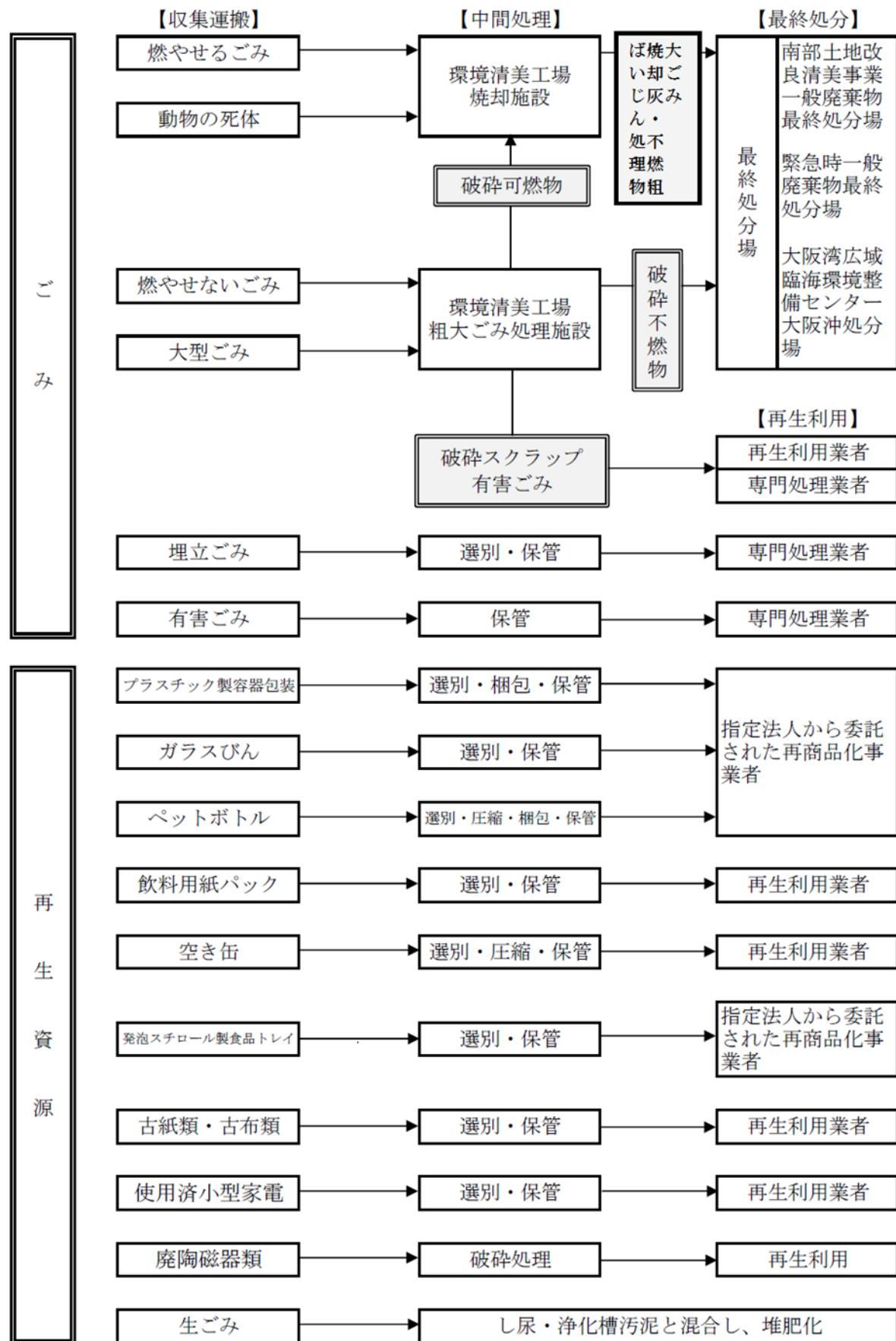
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理す
ることができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

才 ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残渣は、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（平成30年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	38
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残渣（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残渣、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館等にて定期的に実施する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知ることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討 ごみ処理手数料の見直し	他都市情報等の収集を行うとともに、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。また、ごみ処理に関するコスト意識の醸成と受益者負担の公平性の確保の観点から、ごみ搬入手数料の見直し実施に向け手続きを進めていく。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	ごみ減量教育の推進	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、市立小学校4年生のクラスに教材としてダンボールコンポストのキットを配布し、その仕組みを学んでもらう。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。

地域での資源循環の推進	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に再生利用を委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者に対し、廃棄物の減量及び適正処理等に関する説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進のために、一部の剪定枝木をバイオマス事業者にて燃料化することを検討する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポスト容器の購入者に対し、助成金を交付する。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要であればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合させる。
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。

不適正排出の防止	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を隨時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルールの徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分場を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	ごみ減量、循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究をする。
	環境フェスティバルならクリーンフェスタ	市民、N P O等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類	市収集	※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	43,538 t	-	2,212 t	45,750 t
	燃やせないごみ	3,112 t	-	2,835 t	5,947 t
	大型ごみ	2,205 t	-	-	2,205 t
	埋立ごみ	1,921 t	-	-	1,921 t
	有害ごみ	17 t	-	-	17 t
	再生資源	5,491 t	-	1,193 t	6,684 t
小計		56,284 t	-	6,240 t	62,524 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	31,984 t	1,480 t	33,464 t
	燃やせないごみ	0 t	204 t	14 t	218 t
	埋立ごみ	-	-	-	-
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
小計		143 t	32,188 t	1,494 t	33,825 t
合計		56,427 t	32,188 t	7,734 t	96,349 t
動物の死体		1,602 体	-	-	1,602 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目 2 番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	リサイクル推進課分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目 10 番 21 号
収集区域	市長が別に定める区域

処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶
------------	---

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ 燃やせないごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ 以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ 以下の透明又は半透明の袋に入れ、出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、適切な方法で排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	45ℓ 以下の透明又は半透明の袋に入れ、出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ 以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、容器に入れず、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入する、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合には、販売した小売業者に引取義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引取場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引き取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPGガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。

	⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	
	奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの	搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,200 t
	ガラスびん	1,696 t
	ペットボトル	436 t
	飲料用紙パック	74 t
	空き缶	469 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	789 t
	使用済小型家電	9 t
	廃陶磁器類	10 t
	生ごみ	143 t
小計		6,827 t
破碎スクラップ回収		1,165 t
有害ごみ回収		25 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用		1,000 t
集団資源回収		13,493 t
合計		22,510 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設	
所在地	奈良市左京五丁目2番地	
処理方法	全連続燃焼式	
処理能力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残渣を含む)、破碎可燃ごみ、動物の死体	
処理量	燃やせるごみ	79,214 t
	破碎可燃ごみ	4,615 t
	合計	83,829 t
	動物の死体	1,602 体

残渣量	焼却灰	6,691 t
	ばいじん処理物	2,400 t
	焼却灰（クリンカ含む）	2,000 t
	合計	11,091 t
処分先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 焼却灰（クリンカ含む）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破碎処理施設

名称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所在地	奈良市左京五丁目2番地	
処理方法	横軸スイングハンマー式	
処理能力	100 t / 5h	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残渣を含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処理量 ※注	燃やせないごみ	6,165 t
	大型ごみ	2,205 t
	有害ごみ	17 t
	合計	8,387 t
残渣量	破碎可燃物	4,615 t
	破碎不燃物	2,582 t
	破碎スクラップ	1,165 t
	有害ごみ	25 t
	合計	8,387 t
処分先	破碎可燃物：ごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名称	草木類選別施設	
所在地	奈良市奈良阪町2683番地	
処理方法	選別	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処理量 ※注	1,000 t	
処分先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名称	奈良県コンポスト園事業協同組合
所在地	奈良市大柳生町 2705-2、奈良市横井六丁目 621-3、奈良市山町 1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町 136、鹿野園町 131
処理方法	チップ化等再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）
処理量	1,000 t

c 有害ごみ資源化施設

名称	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1
処理方法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処理量	25 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名称	プラスチック製容器包装中間処理施設		
所在地	奈良市西九条町五丁目 4-3 及び 4-13 地内		
処理方法	選別及び梱包		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残渣		
処理量	プラスチック製容器包装	3,200 t	
	選別残渣	800 t	
	合計	4,000 t	
処分先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残渣：環境清美センターごみ焼却施設		

e ガラスびん保管施設

名称	ガラスびん保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	選別及び屋外保管	
面積	48 m ²	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残渣	
処理量 ※注	ガラスびん（無色）	833 t
	ガラスびん（茶色）	449 t
	ガラスびん（その他の色）	414 t
	合計	1,696 t
処分先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	選別、圧縮及び梱包	
処理能力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残渣	
処分先	436 t	
	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名称	ペットボトル保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	屋外保管	
面積	710 m ²	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処分先	436 t	
	指定法人の定める再商品化事業者施設	

h 飲料用紙パック保管施設

名称	飲料用紙パック保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
処理方法	選別及び屋外保管
面積	22 m ²
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残渣
処理量 ※注	74 t
処分先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名称	空き缶選別作業所	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	機械選別及び圧縮	
処理能力	1.33t/h (0.63t/h, 0.7t/h)	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残渣	
処理量 ※注	アルミ缶	213 t
	スチール缶	256 t
	合計	469 t
処分先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名称	空き缶保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	屋外保管	
面積	460 m ²	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処理量	アルミ缶	213 t
	スチール缶	256 t
	合計	469 t
処分先	再生利用業者	

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
処理方法	選別及び屋内保管
面積	50 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残渣
処理量 ※注	1 t
処分先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

1 古紙類・古布類保管施設

名称	古紙類・古布類保管施設	
所在地	奈良市左京五丁目 2 番地	
処理方法	屋外保管	
面積	50 m ²	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処理量	新聞	114 t
	雑誌	253 t
	ダンボール	271 t
	古布類	151 t
	合計	789 t
処分先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター
所在地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷 132 番地 8
処理方法	選別・保管後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等
処理量	9 t

n 廃陶磁器類資源化施設

名称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場
所在地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1
処理方法	破碎処理後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	リユース陶磁器製食器類
処理量	10 t

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株)オギタ	奈良市大柳生町 2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t／24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目 621-3	剪定枝木、草	2.7t／24h
リプロ／ヨシダ	奈良市山町 1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t／24h
奈良市エコロジー事業（協）	奈良市北之庄町 23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t／24h
(有)丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58t／24h
(有)日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t／24h
(株)I・T・O	奈良市南庄町 136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t／24h
E・G・C	奈良市鹿野園町 131	剪定枝木、草、木くず	4.5t／24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町 1857 番地 他	
敷地面積	82,920 m ²	
埋立面積	58,100 m ²	
埋立容量	747,900 m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	6,691 t
	破碎不燃物	2,582 t
	合計	9,273 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町 1325 番地 他	
敷地面積	46,611 m ²	
埋立面積	27,400 m ²	
埋立容量	264,403 m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類、不法投棄物	
処分量	921 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000 m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、非鉄類	
処分量	ばいじん処理物	2,400 t
	不燃粗大ごみ	2,000 t
	合計	4,400 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

7. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

【廃棄物対策課】

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

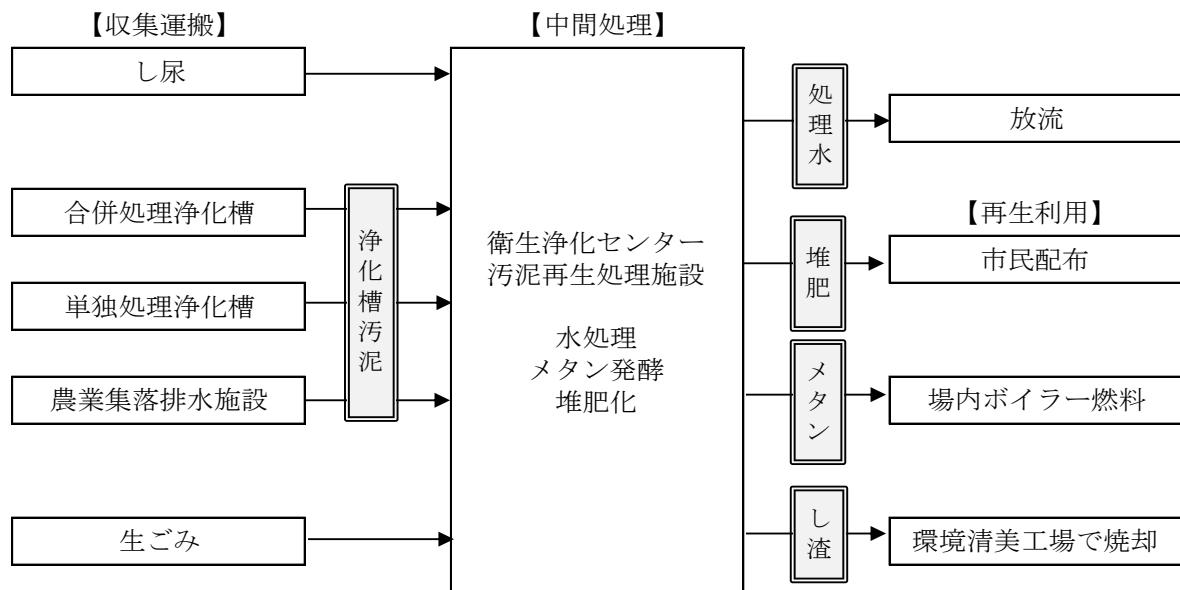
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法とその主体

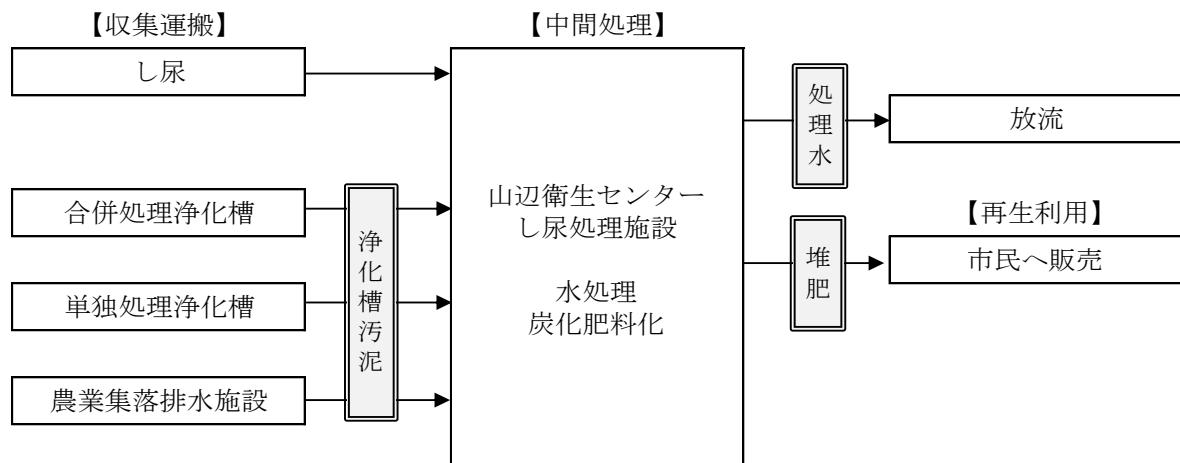
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○都祁・月ヶ瀬を除く地域 し尿・浄化槽汚泥は膜分離高負荷脱窒素処理方式で処理(直営)	○都祁・月ヶ瀬を除く地域 汚泥は、生ごみと混合し、堆肥として再生利用(直営)
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	○都祁・月ヶ瀬地域 高負荷脱窒素処理方式(直営)	○都祁・月ヶ瀬地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用(直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（平成30年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	平成28年度（実績値）		平成30年度（推計値）	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,772kℓ	0kℓ	3,165kℓ	0kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	13,293kℓ	0kℓ	13,920kℓ
計	3,772kℓ	13,293kℓ	3,165kℓ	13,920kℓ
合計		17,065kℓ		17,085kℓ

収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	平成28年度（実績値）		平成30年度（推計値）	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	597kℓ	0kℓ	580kℓ	0kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	4,170kℓ	0kℓ	4,300kℓ
計	597kℓ	4,170kℓ	580kℓ	4,300kℓ
合計		4,767kℓ		4,880kℓ

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残渣（し渣・再生できない汚泥）は焼却施設で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ / 24h
	生ごみ	3.4t / 24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	3,165 kℓ
	浄化槽汚泥	13,920 kℓ
	合計	17,085 kℓ
	生ごみ	143 t
残渣量	19 t	
堆肥化量	200 t	
残渣処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺環境センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬 2384 番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ / 24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	580 kℓ
	浄化槽汚泥	4,300 kℓ
	合計	4,880 kℓ
堆肥化量	(山添村で発生の汚泥由来分を含む)	

※処理残さは発生せず、汚泥は全て炭化肥料となる。

8. 環境保全

(1) 環境基本計画の推進

【環境政策課】

奈良市では、急速に進む地球温暖化や生物多様性の危機など複雑化・多様化する環境問題に対応するため、「奈良市環境基本計画」を平成24年3月に改訂し、平成29年3月に中間見直しをした。

この計画は、平成33年度までの10年間を計画期間とし、奈良市の望ましい環境像と7つの分野別将来像を設定して、それらの実現に向けた施策及び指標・目標値を示している。計画の推進にあたっては、市民、事業者、市（行政）、奈良市環境審議会により構成する環境基本計画推進会議を開催し、計画の実施点検、見直し等を行っている。

＜望ましい環境像＞

歴史と自然に恵まれ、環境と対話する安全・安心なまち・奈良

＜分野別将来像＞

- ・古都奈良を目指す低炭素社会
- ・全ての命を大切にし、自然と共生するまち
- ・世界に誇れる歴史・文化を活かし、未来へ引き継ぐまち
- ・きれいな水と空気・緑に囲まれた、健康で快適な生活環境の実現
- ・『もったいない』の心を大切に、ごみゼロを目指した循環型都市の実現
- ・市街地と森林・農業地域の良さを活かし、誰もがいつまでも安全で安心して暮らせるまち
- ・未来を見据え、地域を動かす環境教育

(2) 環境教育の推進

【環境政策課】

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、市民の環境保全意識を高めるとともに、環境に配慮した行動を実践する人づくりを推進する必要がある。また、環境基本計画の中でも、「環境教育」は全ての分野を支える土台（根幹）として位置づけられている。

このため、環境教育を継続して進めるため、市民活動団体、事業者、教育委員会、市（行政）、奈良市環境審議会等により構成する環境教育推進会議を開催している。

また、学校等を対象とした環境出前講座や小学生等を対象とした自然体験学習を実施しており、平成25年度からは環境教育における省エネルギー・地球温暖化防止に関するプログラムとして、環境講座「E C O キッズ！ならの子ども」事業において市立小学校3年生全クラスに対し、出前授業を実施している。

(3) 環境保全対策

【保健・環境検査課】

環境の現況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視として21河川28地点、地下水5地点の生活環境項目、健康項目などの調査を行いさらに13カ所のゴルフ場放流水等の水質調査（農薬）を実施している。大気汚染防止法に基づき西部、朱雀、飛鳥、柏木の大気常時監視測定局で常時監視を実施している。また、騒音規制法に基づく自動車騒音、環境騒音の実態調査を実施している。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法の特定施設を設置する場合の届出事務、立ち入り調査事務等を実施している。悪臭防止法に関しては、工場等から発生する悪臭の分析、官能試験等を実施している。

公害関係の苦情に対しては、現場調査による実態把握、公害関係法令等に基づく発生者に対する指導・勧告を実施している。

平成14年度中核市移行後、瀬戸内海環境保全特別措置法の特定施設の設置許可事務、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する場合の届出事務、浄化槽法に基づく浄化槽設置等に関する届出の事務、土壤汚染対策法の事務等を行っている。

また、環境保全意識の高揚のために、「市民環境講座」、「大和川水質改善強化月間キャンペーク」等を実施している。

① 苦情の受理件数

市民その他から大気、水質、騒音等に関する苦情の申し入れを受けた件数は、次のとおりである。

種類 年度	騒 音	振 動	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	その他の 事務	計
平成25年度	33	2	11	21	22	5	94
26	20	2	6	14	20	1	63
27	32	0	11	14	12	3	72
28	33	1	4	18	15	4	75
29	31	1	12	17	17	2	80

② 届出件数

ア 騒音規制法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (平成30年3月末現在 総数) 282事業場
2,016施設

特定建設作業の実施 (平成29年度) 110件

イ 振動規制法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (平成30年3月末現在 総数) 153事業場
865施設

特定建設作業の実施 (平成29年度) 53件

ウ 大気汚染防止法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (平成30年3月末現在 総数) 140事業場
291施設

エ 水質汚濁防止法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (平成30年3月末現在 総数) 332事業場
(138事業場)

備考：（）内の数値は、その内公共下水道に接続している特定事業場数

(4) 環境審議会

【環境政策課】

市長の諮問に応じて、環境の保全と創造に関する基本的事項の調査、審議を行っている。

○構成委員（任期2年）

学識経験者 10名

産業関係団体の代表者 2名

一般市民の代表者 4名

計 16名

(5) アイドリング・ストップ施策の推進

【環境政策課】

自動車からの排出ガスによる環境への影響(負荷)を減らすため、不必要的エンジンの稼働を止める「アイドリング・ストップ」の実行を呼びかけ、ステッカーの配布、バス会社等関連事業者に対する協力依頼など啓発に努めており、平成12年4月1日から「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、アイドリング・ストップ促進重点区域を定めて、区域内でのアイドリング・ストップを実践する他、アイドリング・ストップ実践乗務員休憩所を設置するなどアイドリング・ス

トップ施策の推進を図っている。

(6) ポイ捨て防止対策

【環境政策課】

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止するため、平成7年1月1日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行している。国際文化観光都市としてふさわしい、きれいな町をつくるため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発を行う等、まちの美観の維持増進に努めている。

① 美化促進重点地域

- ・近鉄奈良駅前広場、JR奈良駅前広場
- ・国道369号線（大宮通り線）及び奈良公園内道路（二条大路南一丁目交差点～県庁東交差点～大仏前交差点）
- ・三条通り（三条本町交差点～一の鳥居前交差点）
- ・県道木津横田線（油阪交差点～三綱田交差点）
- ・猿沢池周回道路及びその周辺
- ・JR奈良駅西口ロータリー及び道路（三条本町交差点～なら100年会館前）
- ・北部第378号線（中筋前交差点～三条通りとの交差点（通称小西さくら通り））
- ・北部第390号線（東向交差点～三条通りとの交差点（通称東向通り））
- ・北部第391号線（小西さくら通りとの交差点～東向通りとの交差点）

② 美化促進重点地域内の清掃、啓発

- ・清掃業務を委託し、清掃・啓発を行っている。
- ・街頭啓発は、毎月20日（土曜日、休日の場合は繰り下げる）に、路上喫煙・ポイ捨て防止推進協議会及び路上喫煙・ポイ捨て防止庁内連絡会議が、JR奈良駅前、近鉄奈良駅前で、啓発物品等を配布し、ポイ捨て防止を呼びかけている。
- ・指定職員が巡回し、自販機への回収容器の設置や管理状況の確認、指導を行っている。

(7) 路上喫煙防止対策

【環境政策課】

国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに安全で快適な生活環境を確保することを目的に、平成21年3月に「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行した。同年11月1日から、路上喫煙禁止地域内の指定職員の指導に従わないものへの過料適用を開始した。

① 路上喫煙禁止地域

上記「美化促進重点地域」と同じ

② 路上喫煙禁止地域の啓発

指定職員が路上喫煙禁止地域を巡回し啓発・指導を行っている。

(8) 奈良市地球温暖化対策

【環境政策課】

① 第2次地球温暖化対策地域実行計画

自然的歴史的条件に応じた取り組みを実施し市域における温室効果ガス排出量を推計し、特色に応じた効果的な対策を行い本市における地球温暖化対策を計画的に推進することを目的に平成29年3月に策定した。平成42年度までに平成25年度を基準として30%削減することを目標としている。

② 地球温暖化対策庁内実行計画

奈良市が自ら実施する事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画を平成15年3月より策定している。

計画名	計画期間	削減目標
府内実行計画（第1次）	平成15年度～平成19年度	平成13年度を基準として4.8%
府内実行計画（第2次）	平成20年度～平成24年度	平成18年度を基準として3.0%
府内実行計画（第3次）	平成25年度～平成29年度	平成23年度を基準として5.0%
府内実行計画（第4次）	平成30年度～平成34年度	平成28年度を基準として5.0%

平成30年3月には、第4次計画を策定し、計画の推進体制である「奈良市環境調整会議」が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「エネルギー管理組織」を兼ねている。

本計画は、温室効果ガス排出削減だけでなく、省エネルギーの推進も強化し、全職員が日々の事務及び事業において環境への配慮を行うことなどにより、さらなる目標を達成していくためのものである。

③ 補助事業

○健康エコハウス補助金

省エネ・省資源対策の一環として、雨水の効果的な利活用を図り、市民の環境意識の高揚に資することを目的として、平成24年度から実施している雨水タンク設置補助事業を拡充し、省エネルギーに資する設備の導入を支援することにより、温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進するため、雨水タンク、家庭用燃料電池式コーチェネレーション、家庭用リチウムイオン蓄電池、窓断熱設備を設置した方に、その費用の一部を補助する。

・補助金額 雨水タンク：購入費及び配送費に2分の1を乗じて得た額（上限2万円）

家庭用燃料電池式コーチェネレーション：設備本体及び設置に係る費用（上限7万円）

家庭用リチウムイオン蓄電池：設備本体及び設置に係る費用または蓄電容量（kWh
表示で小数点以下第2位以下を切捨て）に2万円を乗じて得た額のいずれか少ない方（上限8万円）

窓断熱：設備本体費、材料費、施工にかかる労務費及び諸経費の合計額（上限10万円）
(ただし、工事費用の総額が20万円以上。新築・増築を除く。)

・予算額 雨水タンク：105万円

家庭用燃料電池式コーチェネレーション：140万円

家庭用リチウムイオン蓄電池：100万円

窓断熱：70万円

<補助実績：雨水タンク設置補助金>

年度	補助件数（件）
平成26年度	101
平成27年度	95
平成28年度	78
平成29年度	56

○低公害車導入促進事業補助金

自動車から排出される二酸化炭素及び大気汚染物質の排出削減を図り、地球温暖化対策及び大気汚染問題の改善に寄与することを目的とし、タクシー事業者、バス事業者に対し、低公害車等購入費用の一部を補助する。ただし、バス事業者への低公害車導入補助金は、平成29年度末で事業を終了している。

- ・補助金額 ハイブリッドタクシー購入 1台につき10万円
- プラグインハイブリッドタクシー購入 1台につき25万円
- ユニバーサルデザインハイブリッドタクシー購入
　　　　　　1台につき30万円（平成30年度から新設）
- 電気自動車タクシー購入 1台につき50万円
- ハイブリッドバス購入 1台につき500万円（平成29年度末で終了）
- 急速充電器設置 1基 50万円
- ・予算額 400万円

<補助実績>

年度	補助件数（件）
平成26年度	10 (ハイブリッド8、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成27年度	17 (ハイブリッド15、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成28年度	12 (ハイブリッド10、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成29年度	4 (ハイブリッド2、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)

○公共施設への再生可能エネルギー設備導入

地震や台風等による大規模な災害時に必要な機能を維持するためのエネルギーを確保するため、市公共施設へ再生可能エネルギー設備等を導入した。

<導入施設>

施設名	導入設備	導入年度
なら100年会館	太陽光発電設備、蓄電池設備、ソーラー街路灯、LED投光機	平成28年度
北部会館	太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽集熱器	平成28年度
針テラス情報館	太陽光発電設備、蓄電池設備、ペレットストーブ	平成28年度

○市民共同発電所事業補助金

地球温暖化対策への市民の意識向上を促すことにより、再生可能エネルギー等の地域資源の活用を推進するため、市民共同発電所事業*を行う公益的団体に、その費用の一部を補助する。

- ・補助対象設備 太陽光発電設備、蓄電池設備
- ・補助金額 本工事費、付帯工事費、事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等

に必要な経費、事務経費（1事業あたり上限50万円）

- ・予算額 100万円

※市民共同発電所事業とは…

自分たちの住むまちで、環境や防災・コミュニティを考える一つの手法として、再生可能エネルギーの発電所を作りたいと考える人たちや団体が寄付や出資により共同で発電所を建設・運営する取り組み

④ モビリティウイーク & カーフリーデーなら

地球温暖化や大気汚染、渋滞など、都市における車中心の生活から引き起こされる諸問題を解決し、持続可能な移動手段へと転換を目指す総合的な政策を実現するための啓発活動として「モビリティウイーク & カーフリーデーなら」事業を実施する。

- ・予算額 150万円

9. 産業廃棄物対策

【廃棄物対策課】

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、次ページの表に掲げるものをいい、事業者が自らの責任において適正に処理（分別、保管、収集・運搬、再生、処分）しなければならない。（ただし、事業者が自ら収集・運搬、再生、処分できない場合は、それぞれ許可業者に委託することができる。）

本市では、産業廃棄物が適正に処理されるよう、次の事務を処理する。

- ① 産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定
- ② 産業廃棄物処理施設の設置許可
- ③ 産業廃棄物排出業者の指導
- ④ 産業廃棄物処理業者の指導
- ⑤ 産業廃棄物の不法投棄や違法焼却（野焼き等）防止に向けた指導・啓発

産業廃棄物及び埋立地の種類

No.	産業廃棄物の種類	具 体 例	左の廃棄物の埋立地の種類	対象業種等
1	廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、タールピッヂ類など	埋立以外の方 法で最終処分	全ての業種が対象
2	廃酸	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸など）、有機廃酸（酢酸、クエン酸など）、アルコール発酵廃液、写真漂白廃液など		
3	廃アルカリ	廃ソーダ液、アンモニア廃液、洗びん用廃アルカリ、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、金属せっけん廃液など		
4	廃プラスチック類	廃タイヤ、廃ポリウレタン、廃スチロール、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材、合成繊維くず、廃ポリ容器類、接着剤かす、塗料かすなど	安定型処分場	
5	ゴムくず	天然ゴムくず		
6	金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ・トタンくず、鉛管くず、銅線くずなど		
7	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く）及び陶磁器くず	廃空ビン類、板ガラス類、ガラス繊維くず、製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、土器くず、陶器くず、耐火・断熱レンガくず、せっこう型くずなど		
8	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（「がれき類」という）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片など		
9	燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、廃棄物焼却灰など	管理型処分場	
10	汚泥	製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥、糊かす、うるしかす、めつき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、石炭かす、ソーダ灰かす、不良セメント、不養生コンクリート、ガラス・タイル研磨かす、活性炭かすなど		
11	鉱さい	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい、粉炭かす、鉱じんなど		
12	ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど		

No.	産業廃棄物の種類	具 体 例	左の廃棄物の埋立地の種類	対象業種等
13	紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くずなど	管理型処分場	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞卷取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの） 製本業及び印刷物加工業 P C B が塗布され、又は染み込んだもの
14	木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材、木材、木製品製造業等の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出される木製家具や器具、貨物の流通のために使用したパレットなど		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業 P C B が塗布され、又は染み込んだもの、物品賃貸業
15	繊維くず	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） P C B が塗布され、又は染み込んだもの
16	動植物性残さ	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、缶詰・瓶詰不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛、ソースかす、醤油かす、麹かす、酒かす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くずなど		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
17	動物のふん尿	牛、馬、豚、綿羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣のふん尿など		畜産農業
18	動物の死体	同上の家畜の死体		畜産農業
19	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥		と畜場、食鳥処理場
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			

※輸入された廃棄物は、すべて産業廃棄物。

※場合によっては、具体例や埋立処分場の区分に当てはまらないことがある。

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの）

産業廃棄物の種類	内 容
廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸	pHが2.0以下のもの
廃アルカリ	pHが12.5以上のもの
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、その他感染性病原体を取り扱う施設から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなど
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物
	廃PCB・PCBを含む廃油、PCBに汚染された木くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くずなど
	指定下水汚泥
	下水道法施行令第13条の4により指定された汚泥
	廃水銀等及びその処理物
	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）及び廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等
	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で生じたもの及び輸入されたもので飛散のおそれのあるもの
	その他の有害産業廃棄物
	鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びそれらの中間処理物で、特定の施設から排出され、基準以上の有害物質が検出されたもの

※最終処分方法は、遮断型処分場、管理型処分場での埋立のほか廃棄物の状態に応じて異なる。

奈良市長による許可業者数

(平成30年3月末現在)

許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	5	0	7	12
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含む)	6	0	0	6
産業廃棄物処分業（中間処理）	5	2	1	8
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処分業 (中間処理)	1	0	0	1
合 計	17	2	8	27

(2) 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

○ 自動車リサイクル法の概要

廃棄物を減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについてメーカー・輸入業者、関連事業者、自動車の所有者の役割を定めた法律で平成17年1月1日から施行された。

自動車の所有者は、リサイクル料金の支払いと使用済自動車の引取業者への引渡しを行わねばならない。リサイクル料金は自動車のリサイクルの障がいとなっているシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルや適正処理に使われ、自動車ごとにメーカー・輸入業者が設定する。リサイクル料金は自動車のメーカー、車種、エアバッグ等の装備によって1台ごとに異なる。

- ・シュレッダーダスト　自動車の解体、破碎後に残る廃棄物
- ・フロン類　カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要
- ・エアバッグ類　安全な処理には専門的な技術とコストが必要

○ リサイクル料金の支払い時期（支払いは車1台につき原則1回限り）

平成17年1月1日（法施行時）以降 に新たに購入する自動車	新車購入時に新車販売店等に支払い
平成17年1月1日（法施行時）時点 で既に所有している自動車	最初の車検時までに整備業者等に支払い (3年間の時限措置のため平成20年1月31日で終了) 上記以外の場合は廃車時に自治体に登録した引取業者に 支払い

○ 関係者の役割分担

自動車所有者	・シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクルに必要な料金及び情報管理料金・資金管理料金を負担する。最終所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡す。
引取業者 【登録制】	・自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者 【登録制】	・フロン類を回収基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
解体業者 【許可制】	・使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
破碎業者 【許可制】	・解体自動車（廃車ガラ）の破碎（プレス・せん断処理、シュレッディング）を再資源化基準等に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
自動車製造業者 輸入業者	・自らが製造または輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを取り、適正に処理をする。

○ 本市では、次の事務を処理する。

- ① 引取業者及びフロン類回収業者の登録
- ② 解体業者及び破碎業者の許可
- ③ 関連事業者への指導

○ 廃棄物処理法との関係

- ・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグ類はその金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物として扱われ、廃棄物処理法の規定が適用される。
- ・自動車リサイクル法の登録・許可については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可是不要。ただし、廃棄物処理基準に従う必要あり。
- ・破碎業で1日当たりの処理能力が5トン以上の施設を設置する場合、廃棄物処理法の施設許可も必要。

○ 使用済自動車に係る登録・許可業者数

(平成30年3月末現在)

登録・許可の種類	市内業者	県内の 市外業者	県外業者	合計
使用済自動車引取業(登録)	59	9	8	76
使用済自動車フロン類回収業(登録)	29	6	4	39
使用済自動車解体業(許可)	11	2	2	15
使用済自動車破碎業(許可)	0	1	1	2
合計	99	18	15	132

